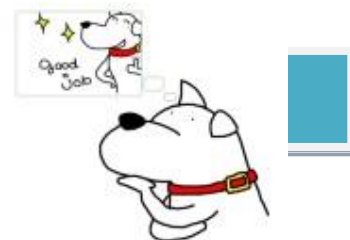


3. 手当・年金・共済制度



(1) 児童扶養手当

対象者

1. 離婚や死亡等によって父または母がいない家庭や2. 父または母が重度の障害(国民年金法または厚生年金法1級相当)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父または母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象となります。また、児童が政令で定める程度の障害の状態の場合は、20歳未満までの対象となります。

内 容(R8年度)

児童1人のとき・・・月額 11,340～48,050 円

児童2人目以降の加算額・・・月額 5,680～11,350 円

※所得に応じて決定されます。

必要書類等

認定請求書に、戸籍謄本や住民票などの添付のほか、支給要件により添付する書類が異なるので、下記の窓口にお問い合わせください。

(2) 特別児童扶養手当

対象者

身体または精神に障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を監護する父または母もしくは父母にかわってその児童を養育しているかたが対象となります。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を事由として年金を受給している場合、児童の保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R8年度)

1級(重度) 月額 58,450 円 2級(中度) 月額 38,930 円

※4ヵ月分をまとめ4、8、11月の年3回の支払いとなります。

※手帳等級の基準とは異なります。

※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

必要書類

- ①認定請求書(マイナンバーの記載あり) ②診断書(特別児童扶養手当用)
- ③障害者手帳(お持ちのかた) ④戸籍謄本 ⑤住民票(世帯全員のもの)の写し
- ⑥振込先口座申出書 ⑦身分証明書ほか

◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 7 番窓口

電話 43-7054 FAX 42-0160

(3)障害児福祉手当

対象者

身体または精神に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童(概ね身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度またはこれらと同程度の疾病、精神障害を有するかた)。ただし、児童が施設に入所している場合、保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R8年度)

手当月額 16,560 円

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払いとなります。

※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

必要書類

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(障害児福祉手当用) ④障害者手帳(お持ちのかた)
- ⑤児童名義の預金通帳の写し ⑥同意書・申出書

各種届出

毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。また、住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したときは届け出が必要になります。

(4)特別障害者手当

対象者

身体または精神に著しく重度の障害が重複する場合、またはそれと同程度の障害の状態で日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上のかた。

ただし、施設に入所しているかた、病院・診療所に3カ月以上入院しているかた、本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R8年度)

手当月額 30,450 円

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払いとなります。

※障害の状態に応じ有期認定となる場合があります。

必要書類

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(特別障害者手当用) ④障害者手帳(お持ちのかた)
- ⑤本人名義の預金通帳の写し ⑥同意書・申出書
- ⑦非課税年金(障害年金、遺族年金等)の受給がわかる書類(年金証書、振込通知書等)

各種届出

毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したとき、入院が3カ月を超えたときは届け出が必要になります。

◆(3)(4)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(5)障害基礎年金

対象者

次のいずれかに該当するかた

- ① 国民年金加入中(もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本に住んでいる)に初診日がある病気やけがで障害の状態になったかたで保険料の納付要件(保険料の納付済期間と免除期間を合わせた期間が加入期間の 3 分の 2 以上あること等)を満たすかた。
- ② 20 歳前に初診日があり、障害の状態にあつて 20 歳に達したかた、または 20 歳に達した後に障害の状態となったかた。

障害の程度

1 級: 国民年金法施行令で定める障害等級表の 1 級に該当する場合

2 級: 国民年金法施行令で定める障害等級表の 2 級に該当する場合

※身体障害者手帳等の等級や基準とは異なります。

内 容(R8年度)

1 級: 年額 1,059,125 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれのかた 1,056,125 円)

2 級: 年額 847,300 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれのかた 844,900 円)

※20 歳前に初診日があるかたは所得による支給制限があります。

※18 歳到達年度の末日までにある子(障害の状態にある子の場合は 20 歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。詳細は、申請窓口へお問い合わせください。

※加算額 1 人目・2 人目(年額) 243,800 円

3 人目以降(年額) 81,300 円

必要書類等

状況によって必要書類が異なりますので、初診日・通院歴をご確認のうえ、下記窓口へご相談ください。

障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金を受けていて、前年の所得が「4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下のかたが対象です。

1 級: 月額 7,025 円

2 級: 月額 5,620 円

(6)障害厚生年金

対象者

障害の原因となった病気やけがの初診日において厚生年金の被保険者であったかたで、保険料の納付要件（保険料の納付済期間と免除期間を合わせた期間が加入期間の3分の2以上あること等）を満たすかた。

障害の程度

- 1級：国民年金法施行令で定める障害等級表の1級に該当する場合
 - 2級：国民年金法施行令で定める障害等級表の2級に該当する場合
 - 3級：厚生年金保険法施行令で定める障害等級表の2級に該当する場合
- ※身体障害者手帳等の等級や基準とは異なります。

内 容

年金額は障害の程度および報酬比例部分の年金額によって異なります。詳細は下記の年金事務所にご確認ください。

◆(6)の申請・提出窓口
◎日本年金機構 鷹巣年金事務所
北秋田市花園町 18-1
電話 0186-62-1490 FAX 0186-62-9429

(7)特別障害者給付金制度

国民年金に任意加入していなかった次の①または②のいずれかに該当し、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に障害を負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級および2級相当の障害の状態にあるかた(障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できるかたは対象外)

対象者

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者

支給額(R8年度)

- 1級：月額 58,650 円
- 2級：月額 46,920 円

必要書類等

状況によって必要書類が異なりますので、初診日・通院歴をご確認のうえ、下記窓口へご相談ください。

◆(5)(7)の申請・提出窓口
◎大館市保険課年金係
大館市字中城 20 番地 大館市役所 1 階 6 番窓口
電話 43-7043 FAX 49-1198

(8)自動車事故対策機構の支援制度

内 容

自動車事故が原因で重度後遺障害になったかたへの「介護料の支給」およびそのかたのお子さんに対する「生活資金の貸付(無利子)」を行っています。詳細は下記にご確認ください。

◆(8)の問い合わせ先

◎独立行政法人自動車事故対策機構

秋田支所 秋田市八橋大畑二丁目12番53号

電話 018-863-5875 FAX 018-863-5864

(9)秋田県心身障害者扶養共済制度

障害のあるかたを扶養している保護者が一定の掛金をかけることにより、保護者が死亡または重度障害になった場合に、障害のあるかたに終身年金を支給します。保護者の加入時の年齢により掛金額は異なります。

障害のあるかたの範囲

- ①身体障害者手帳 1～3 級のかた
- ②療育手帳をお持ちのかた
- ③精神または身体に永続的な障害のあるかた(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が①または②のかたと同程度と認められるかた
(診断書が必要)

保護者の要件

- ・加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ・特別の疾病または障害がなく生命保険契約ができる健康状態であること

給付額

1口加入者 月額 20,000 円、2口加入者 月額 40,000 円

共済掛金

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額	加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額
35 歳未満	9,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円		

掛金の減免

- | | |
|---------------------------|--------|
| 生活保護を受けている世帯に属する者 | 100%免除 |
| 市町村民税を課せられていない世帯に属する者 | 50%免除 |
| 市町村民税の所得割を課せられていない世帯に属する者 | 30%免除 |
- 継続して20年以上加入し、かつ、65歳以上に達したかた※
※65歳以上に達したかたについては下記窓口でご確認ください。

◆(9)の申請・提出窓口

◎北秋田地域振興局大館福祉環境部

大館市十二所字平内新田 237-1

電話 52-3955 FAX 52-3911